

第 2 次
防府市再犯防止推進計画
(素案)

令和 8 年 3 月
防 府 市

はじめに

目 次

第1 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 再犯防止をとりまく状況について

- 1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率・・・・・・・・ 3
- 2 防府市における刑法犯認知件数等の状況・・・・・・・・ 3

第3 取組の概要

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4 市等の取組事項

- 1 就労・住居の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 就労の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 住居の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 保健医療・福祉的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 高齢者又は障害のある人等への支援・・・・・・・・ 11
 - (2) 薬物依存者等への支援・・・・・・・・ 12
- 3 非行の防止と修学支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 非行の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 修学支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 関係機関・団体等との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 5 広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第5 成果指標

- 成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第6 計画の推進

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 財政上の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

資 料

- 1 防府市再犯防止推進協議会設置要綱・・・・・・・・ 19
- 2 関係機関等連絡先一覧・・・・・・・・ 21
- 3 用語解説・・・・・・・・ 22

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

全国の刑法犯※の認知件数※は減少し、令和4年（2022年）は、約60万件となりました。

一方で、刑法犯検挙※者数に占める刑法犯再犯者※数の割合（再犯者率）は約半数に及び、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

このような状況の中、国においては、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、平成28年（2016年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が施行され、平成29年（2017年）12月には、平成30年度（2018年度）から5か年を計画期間とする「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」（再犯防止推進計画）が策定されました。

その後、計画策定から5年が経過したことから、成果の検証や今後の課題を整理した上で、令和5年（2023年）3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定され、新たに、地域による包摂を推進するための取組等が示されました。

山口県においては、平成31年（2019年）3月に策定された「山口県再犯防止推進計画」（第一次計画）に基づき、再犯防止の取組が推進されました。

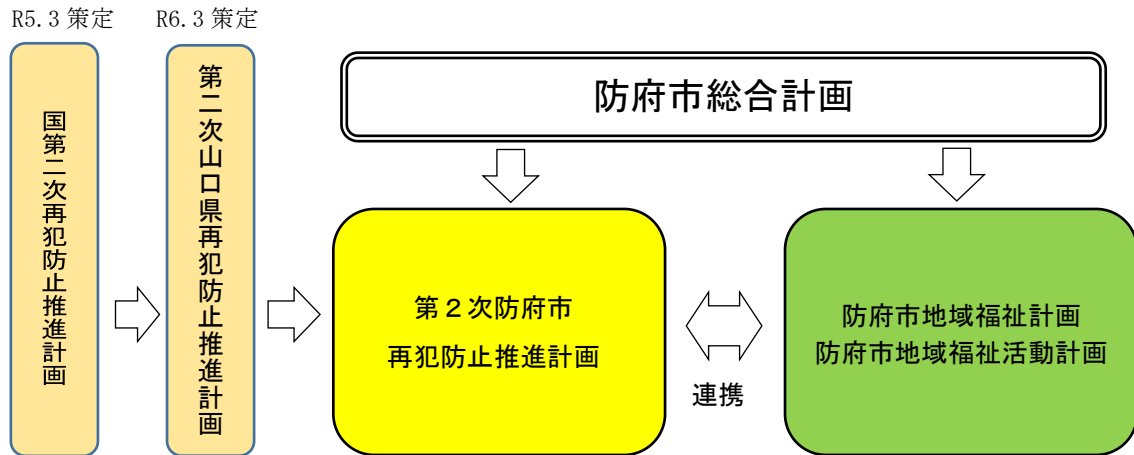
その後、国計画に新たに示された内容を踏まえ、罪を犯した人等が立ち直り、再び地域社会の一員として、共に暮らすことができる、安心・安全な地域共生社会※の実現に向け、県が取り組む再犯防止の施策の方向性を明らかにするため、令和6年（2024年）3月に「第二次山口県再犯防止推進計画」が策定されました。

市では、令和3年（2021年）3月に策定した「防府市再犯防止推進計画」（第1次計画）に基づき、再犯防止の取組を推進してきたところであり、今回の国計画や県計画の改正内容を踏まえ、市が取り組むべき再犯防止の施策を総合的かつ計画的に進めるため、「第2次防府市再犯防止推進計画」を策定し市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

また、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、SDGs※の精神を踏まえた計画とします。

2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。



3 計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や、国の計画の見直し、本市再犯防止に関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)
防府市総合計画					次期計画				
防府市地域福祉計画・ 防府市地域福祉活動計画					次期計画				
防府市再犯防止推進計画					第 2 次計画				
山口県再犯防止推進計画			第二次計画					次期計画	
国再犯防止 推進計画		第二次計画					次期計画		

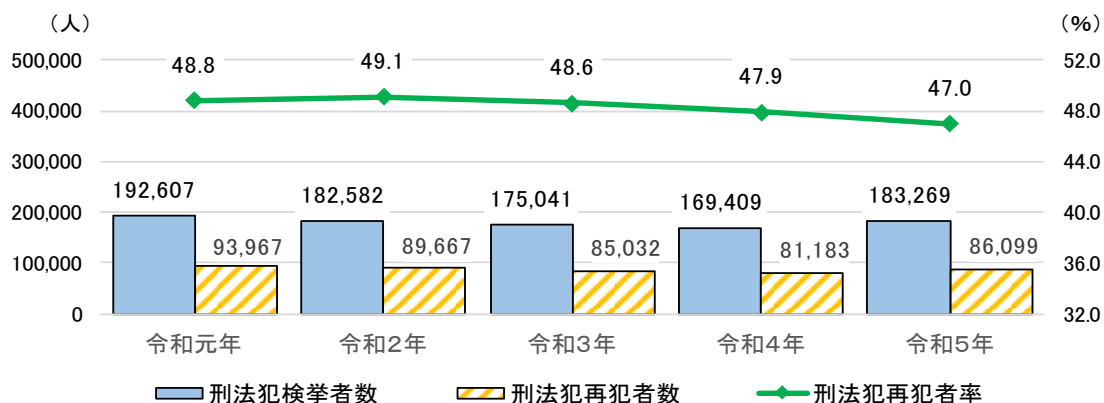
第2 再犯防止をとりまく状況について

1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

全国の刑法犯の検挙者数は年々減少していましたが、令和5年（2023年）は増加しました。一方で、再犯者率は約半数に及びます。

●全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

	刑法犯検挙者数	再犯者数	再犯者率
令和元年	192,607人	93,967人	48.8%
令和2年	182,582人	89,667人	49.1%
令和3年	175,041人	85,032人	48.6%
令和4年	169,409人	81,183人	47.9%
令和5年	183,269人	86,099人	47.0%



※「刑法犯再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合をいう。

～令和6年版再犯防止推進白書より～

2 防府市における刑法犯認知件数等の状況

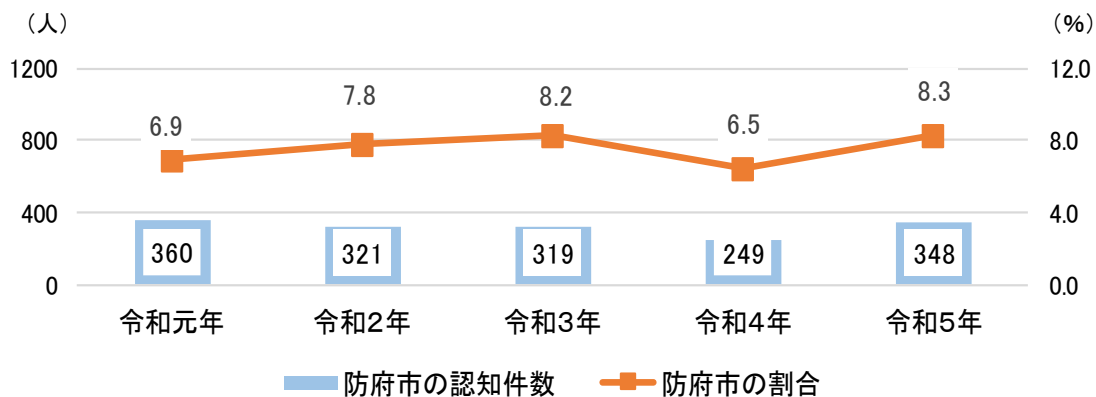
山口県、防府市における刑法犯認知件数は年々減少していましたが、令和5年（2023年）は増加し、348件（県内に占める割合は8.3%）となっています。

一方で、防府市における刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合（再犯者率）は、令和3～4年は全国を上回っていましたが、令和5年には全国と比較して低くなっています。

また、民間協力者の保護司※数は50名前後、更生保護※女性会会員数は200名前後、支援対象者の協力雇用主※数は40社前後で推移しています。

●防府市における刑法犯認知件数（発生地主義）

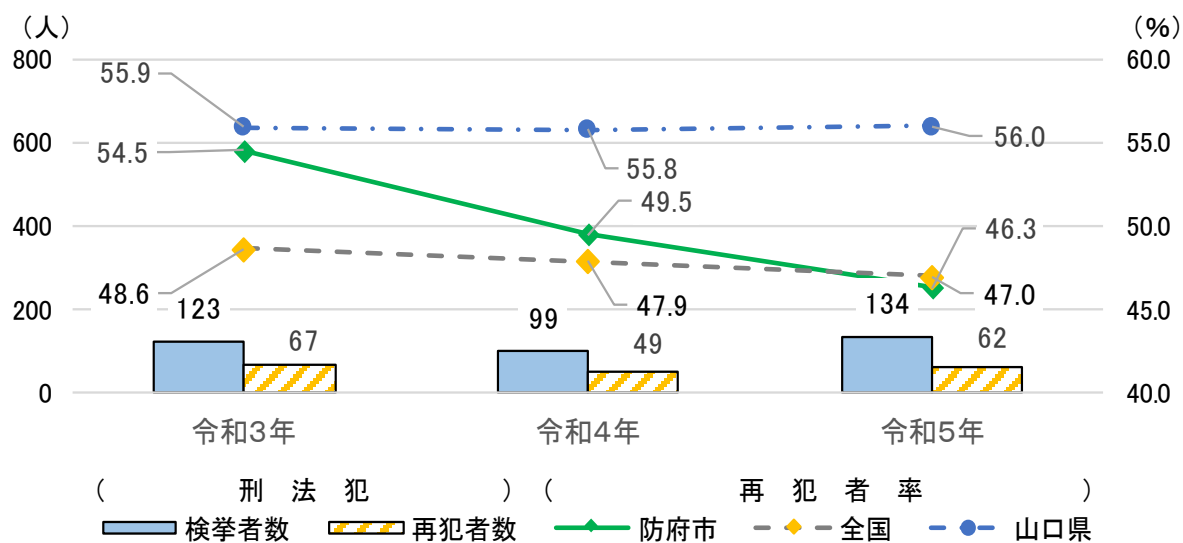
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
山口県の認知件数（総数）	5,196件	4,137件	3,871件	3,845件	4,186件
防府市の認知件数	360件	321件	319件	249件	348件
防府市の割合	6.9%	7.8%	8.2%	6.5%	8.3%



～山口県警察ホームページより～

●防府市における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（20 歳以上）

	山口県の再犯者率 （参考）	防府市の刑法犯 検挙者数	再犯者数	再犯者率	全国の再犯者率 （参考）
令和 3 年	55.9%	123 人	67 人	54.5%	48.6%
令和 4 年	55.8%	99 人	49 人	49.5%	47.9%
令和 5 年	56.0%	134 人	62 人	46.3%	47.0%



～資料提供 広島矯正管区～

第3 取組の概要

1 基本的な考え方

国においては、法第3条に掲げる「基本理念」に基づき、国の第二次再犯防止推進計画で5つの「基本方針」や7つの重点課題が設定されています。

また、山口県においては、国の第二次再犯防止推進計画を勘案して、第二次山口県再犯防止推進計画を策定され、取組事項を設定されています。

こうしたことから、国や山口県との連携、また、適切な役割分担を図るうえからも、国及び山口県の第二次再犯防止推進計画を踏まえて本市第2次計画を策定し、本市の地域の実情に応じた再犯の防止等に関する取組を推進します。

◆法第3条に掲げる「基本理念」の概要

- ① 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設※に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- ③ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。
- ④ 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる。

◆国の再犯防止推進計画における5つの「基本方針」の概要（第一次推進計画を踏襲）

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続※のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施

- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

◆国の第二次再犯防止推進計画における7つの「重点課題」

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

◆第二次山口県再犯防止推進計画における県の取組事項

- I 就労・住居の確保
 - 1 就労の確保
 - 生活困窮者に対する相談支援等
 - 一般就労が困難な人への就労支援
 - 協力雇用主への支援
 - 矯正施設等における取組への協力
 - 2 住居の確保
 - 住宅セーフティネット制度※による民間賃貸住宅への円滑な入居促進
 - 公営住宅での受入れ
 - 生活困窮者に対する相談支援等
 - 一時的な居住の確保
- II 保健医療・福祉的支援
 - 1 高齢者又は障害のある人等への支援
 - 県地域生活定着支援センター※の取組の充実
 - 特別調整の対象とならない人への支援
 - 地域における福祉的支援
 - 市町の相談窓口や社会福祉施設等の理解促進

- 矯正施設等における福祉的支援への協力
- 2 薬物依存症者等への支援
 - 県薬物乱用対策推進本部※を中心とした総合的な取組の推進
 - 様々な依存症者への支援
- 3 広域・専門的支援
 - 特性に応じた効果的な支援の充実
- Ⅲ 非行の防止と修学支援
 - 学校・地域が一体となった非行防止や修学支援の充実
- Ⅳ 関係機関・団体等との連携強化
 - 関係機関との連携強化
 - 保護司等民間協力者との連携強化
- Ⅴ 広報・啓発活動の推進
 - 犯罪や非行の防止と更生に関する県民の理解促進
 - 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

2 重点項目

犯罪をした人等が再び罪を犯すことがなく、地域の一員として円滑な社会復帰ができるように、国や山口県、民間団体等と連携を図りながら、第二次再犯防止推進計画や第二次山口県再犯防止推進計画などを踏まえつつ、本市の各種状況や取組の継続性などを勘案し、第1次防府市再犯防止推進計画において設定した重点項目を踏襲した次の重点項目に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉的支援
- 3 非行の防止と修学支援
- 4 関係機関・団体等との連携強化
- 5 広報・啓発活動の推進

第4 市等の取組事項

1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったこと、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどからすると、生活の安定のための就労の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。

そこで、各種支援制度等を活用して、犯罪をした人等の年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を支援します。

また、犯罪をした人等を雇用することの意義や協力雇用主について周知することを通じて、協力雇用主の確保・支援に努めます。

○自立相談支援（生活困窮者自立支援制度※）

就労や住居、負債など様々な悩みを抱えた相談者に対して、専門性を有する相談員が包括的な相談支援を行い、その人に応じた自立に向けたプランを作成し、当該プランに沿って関係機関と連携して支援を行います。

○障害のある人への就労支援

「鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール」と連携し、障害のある人が地域の中で安心して職業生活を送れるよう、就労及び社会生活上の支援を総合的に行います。

また、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、障害者職業訓練校や実際の職場等で訓練を行うことで、就労に向けた支援を行います。

鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール

障害者就業・生活支援センターは、障害のある人の職業の安定を図ることを目的に、就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携拠点として連絡調整等を積極的に行ないながら、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設です。都道府県知事が指定するもので、山口・防府圏域では、山口市にある「鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール」が指定を受けています。

○協力雇用主の確保・支援

山口保護観察所や防府保護区※保護司会等と連携し、市内企業等における協力雇用主としての理解と協力を進め、新たな協力雇用主の確保に努めます。

また、犯罪をした人等を雇用することの意義や「防府更生保護協力雇用事業者の会」について、市広報等により周知することで、協力雇用事業者の社会的評価向上を図ります。

○コレワークの周知

法務省では、全国の矯正施設に収容されている者のうち、在所（院）中の就職内定の希望者をデータベース管理しており、事業主からの問い合わせに応じ、必要な情報を提供する雇用情報サービスのほか、採用手続支援、就労支援相談窓口等のサービスを全国8か所のコレワーク（矯正就労支援情報センター）で行っています。

そこで、刑務所出所者等の就労の確保に役立てるため、コレワークについて事業主等への周知を図ります。

（２）住居の確保

「刑務所を満期出所した人のうち約４割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること」、「これらの人の再犯に至るまでの期間が、帰住先が確保されている人と比較して短くなっていること」、「出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が進まない場合がある」など、生活の安定のための住居の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。

そこで、住居の確保に関する相談窓口や各支援制度などについて、関係機関と連携し、周知に努めます。

○住居確保給付金の支給

離職により生活に困窮して住居を失った人や、住居を失うおそれのある人に対し、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。

○居住支援事業

生活に困窮している住居をもたない人に、一定期間内に限り宿泊場所や食事の提供などを行います。

○市営住宅での受け入れ

市営住宅の募集情報などについて、市広報やホームページなどを活用し、情報提供を行います。

また、高齢者、障害のある人、DV※被害者、子育て世帯などで特に住宅に困窮する世帯に対し、入居における配慮を行うとともに、住宅困窮者の相談に応じています。

○住宅確保要配慮者※への支援

住宅確保要配慮者の住居の確保を円滑に進めるため、「住宅セーフティネット制度※」の普及啓発に努めます。

2 保健医療・福祉的支援

(1) 高齢者又は障害のある人等への支援

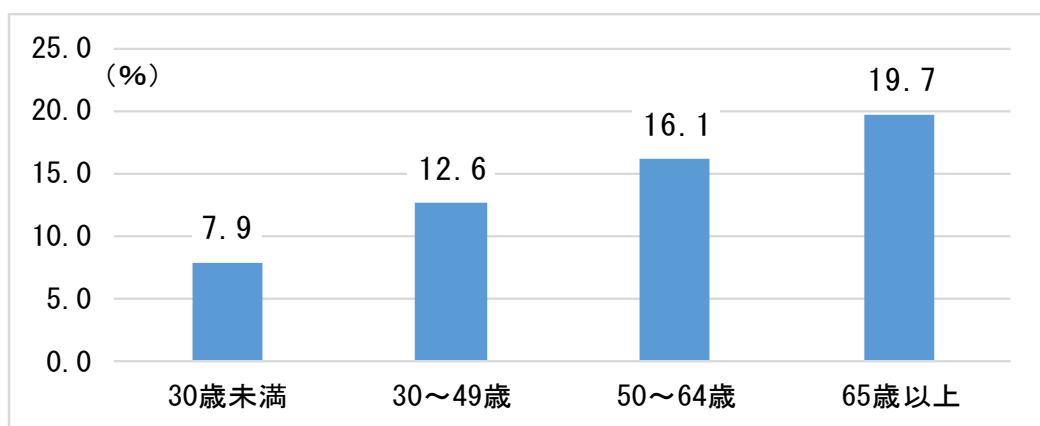
高齢者や障害のある人等、適切な支援がなければ、自立した社会生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉的支援に取り組むことが重要です。

そこで、関係機関が連携し、犯罪をした人等のうち高齢者や障害のある人等で福祉的支援が必要な人に対して、円滑に必要な福祉サービスが提供できるよう取り組みます。

○矯正施設等との連携強化

自立した社会生活を送ることが困難な人に対して、出所後速やかに福祉サービス等の提供ができるよう、山口県地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。

●出所受刑者の2年以内再入率（年齢層別）【令和3年】



※2年以内再入率とは、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

「年齢層」は、前刑出所時の年齢による。

～令和5年版犯罪白書より～

○地域における福祉的支援

防府保護区※保護司※会、民生委員児童委員※協議会、地域包括支援センター※、社会福祉協議会などとの連携を強化し、福祉的な支援が必要な人に対し、その人の状況に応じた適切な保健医療・福祉サービスが提供できるよう取り組みます。

（２）薬物依存者等への支援

覚醒剤取締法違反の出所受刑者は、他の犯罪に比べ再犯率が高く、短期間に犯罪を繰り返しやすいことから、再犯防止に向けた取組が重要です。

そこで、学校や関係機関等と連携し、薬物乱用防止に関する教育や、薬物に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

○薬物乱用防止教育

山口県薬物乱用対策推進本部と連携して、市内の小、中、高等学校等の児童生徒、学生を対象に、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。

○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。

○依存者等への支援

病院やその他関係機関と相互協力することで、薬物等依存症の悩みを抱える本人やその家族等に対して相談支援に努めます。

3 非行の防止と修学支援

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合っており、就学からの離脱を助長し、又は就学を妨げる要因となっているとの指摘も踏まえ、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援を推進していくことが重要です。

そこで、学校や関係団体、地域団体等が連携して、非行の未然防止のための普及啓発活動や相談対応、また、学習支援に取り組みます。

(1) 非行の防止

学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための普及啓発活動等に取り組みます。

○社会を明るくする運動※の推進

毎年7月に全国展開される社会を明るくする運動強調月間において、防府保護区保護司や青少年健全育成市民会議を中心に更生保護団体や地域関係団体等が取り組まれる様々な活動の周知啓発等を支援します。

○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲）

薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。

○専門家による教育相談

小中学校等にスクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※を派遣し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。

○教育相談窓口

いじめ・不登校のこと、友だち・異性のこと、ひきこもり、非行等問題行動など、様々な悩みをもつ青少年とその家族のために、相談窓口を開設し、必要な支援に繋がります。

○地域援助の活用

山口少年鑑別所では「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体に対する相談等の「地域援助」を行っています。

これを活用して、青少年の非行の防止等に取り組めます。

（２）修学支援

学校と関係機関が連携して様々な取組を活用して修学を支援します。

○生活困窮世帯等に対する学習支援

生活困窮世帯または生活保護受給世帯の中学校の生徒等に対して、家庭学習の補完等としての学習支援等を行います。

○子どもの居場所づくり

放課後児童クラブやひとり親家庭への支援を充実し、子どもの居場所づくりに取り組めます。

また、子どもや保護者と地域とのつながりを強め、厳しい環境にある家庭の孤立防止を目的とした子ども食堂（地域食堂）の普及啓発に努めます。

4 関係機関・団体等との連携強化

犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活が送れるように、国や県、市が相互に連携し、さらには市と保護司会、更生保護女性会等の更生保護ボランティアなどの関係機関・地域の関係者が連携して、各種の取組を推進します。

○既存の会議体等との相互連携

再犯防止の視点から、更生保護団体と、行政機関や教育機関、福祉・医療機関等がもつ既存の会議体等のネットワーク、さらに「やまぐち再犯防止推進ネットワーク」を活用して、再犯防止の取組にかかる情報収集や関係者間での総合連携を図ります。

○保護司の人材確保、面接場所の確保

保護司会と連携した人材の発掘に取り組むとともに、人材の育成について保護司会の取組を支援します。

また、保護司が安心して利用できる面接場所の確保に努めます。

5 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の更生について、広く市民の理解を深めるとともに、官民の関係者・関係機関の相互理解などの取組を進め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

そこで、社会を明るくする運動の推進をはじめ様々な活動を通じ、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性についての理解を深めるための、広報・啓発に取り組みます。

○社会を明るくする運動の推進（再掲）

毎年7月に全国展開される社会を明るくする運動強調月間において、防府保護区保護司や青少年健全育成市民会議を中心に更生保護団体や地域関係団体等が取り組まれる様々な活動の周知啓発等を支援します。



第75回「社会を明るくする運動」
内閣総理大臣メッセージ伝達式の様子



「社会を明るくする運動」
街頭啓発の様子

○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲）

薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。

○人権教育・人権啓発の推進

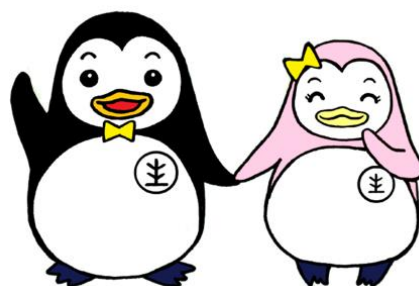
市民一人ひとりが、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重し、自由で平等な生活を共に送る、心豊かな地域社会の実現に向けて、人権に関する正しい理解を深め、人権尊重意識の高揚を図る取組を推進します。

○行政や専門機関等における相談窓口や支援制度の周知等

行政や専門機関等における相談窓口や支援制度の周知について、市広報やホームページへの掲載、公共施設等への掲示により、支援を必要とする相談者等へ周知を図ります。

○矯正展等への協力

山口刑務所では、矯正行政及び被収容者の社会復帰に対する理解と協力を得るため、毎年「矯正展」を開催されています。この「矯正展」が防府市で開催される場合の広報を行います。また、受刑者の就労意欲の向上等につなげるため、関係機関や一般企業等に対し、刑務所への作業依頼や、製品等に関する情報提供を行います。



「ホゴちゃん」と「サウちゃん」

第5 成果指標

再犯の防止等に関する施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

刑法犯検挙者中の再犯者率を 10%以上減少させる

基準値：46.3%（令和 5 年（2023 年））



目標値：36.3%（令和 12 年（2030 年））

第6 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画策定後、国や県関係機関、関係団体等で構成する「防府市再犯防止推進協議会」で、情報共有を図るとともに当面する課題への対応等、本計画に掲げる取組を推進します。

2 財政上の措置

本計画において施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

また、国、検討の支援制度についても積極的に活用します。

1 防府市再犯防止推進協議会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律の規定に基づき防府市再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）における施策を推進するとともに、本市の再犯防止に関する課題及び対応等について関係機関と情報共有を図るため、防府市再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 推進計画の策定、見直しに関すること
- （2） 推進計画の評価に関すること
- （3） 再犯防止に関する課題や施策等に関すること
- （4） その他、協議会の目的達成に関して必要な事項に関すること

（組織）

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は別表の団体から推薦された者をもって充てる。
- 3 会長及び副会長は、委員の中から互選により選出する。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、協議会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

（任期）

第6条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、防府市福祉部福祉総務課人権推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

防府市再犯防止推進協議会委員

区分	所属
国関係機関	山口地方検察庁 山口保護観察所 防府公共職業安定所 山口刑務所
司法関係団体	山口県弁護士会
県関係機関	山口健康福祉センター 中央児童相談所
社会福祉関係団体	防府市社会福祉協議会
地域協力団体	防府市自治会連合会 防府市民生委員児童委員協議会
民間協力団体	防府保護区保護司会 防府市更生保護女性会 防府更生保護協力雇用事業者の会
学校関係機関	防府市小学校長会 防府市中学校長会 山防地区高等学校生徒指導連絡協議会

2 関係機関等連絡先一覧

■就労についてお困りの方

防府市自立相談支援センター（防府市社会福祉協議会内）	
主な支援内容	就労に悩みを抱え生活に困窮している方、生活保護に至るおそれがある方に対して、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援を行います。
連絡先	0835-24-9777 フリーダイヤル 0800-200-1578
防府公共職業安定所	
主な支援内容	矯正施設や保護観察所等から協力依頼がされた方に対して、関係機関と連携して専門援助窓口での特別な就労支援を行います。
連絡先	0835-22-3855
防府更生保護協力雇用事業者の会	
主な支援内容	前歴を開示して就職を希望する刑務所出所者等に対して、犯罪・非行をした人であるという事情を理解した上で雇用し、自立や社会復帰を支援します。
連絡先	0835-23-5001（協同重機（有）内）

■高齢者や障害のある方

防府市社会福祉協議会	
主な支援内容	高齢者・障害者等の権利擁護の推進や、生活困窮者への経済的支援の推進等、地域住民の生活の困りごとの相談を受け、安心して生活ができるよう支援します。
連絡先	0835-22-3907
防府市高齢福祉課 地域包括ケア係	
連絡先	防府市寿町 7-1 防府市役所本館 2 階 0835-25-2964
防府市障害福祉課 相談支援係	
連絡先	防府市寿町 7-1 防府市役所本館 2 階 0835-25-2967

■依存症についてお困りの方（依存症専門医療機関）

山口県立こころの医療センター（アルコール健康障害、薬物依存症）	
連絡先	山口県宇部市東岐波 4004-2 0836-58-2370
医療法人信和会 高嶺病院（アルコール健康障害、ギャンブル等依存症）	
連絡先	山口県宇部市大字善和 187-2 0836-62-1100

■依存症を含む精神保健相談や健康相談について

山口県健康福祉センター防府保健部（防府保健所）	
連絡先	防府市寿町 7-1 防府市役所福祉棟 1 階 0835-22-3740

3 用語解説

用 語	説 明
あ 行	
SDGs（エスディージーズ）	貧困、飢餓、保健、教育など、21 世紀の世界が抱える社会・経済・環境面の課題を解決し、持続可能な形で発展していくため、国際社会が 2030 年までに達成を目指す 17 の目標。
か 行	
矯正施設	犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。
協力雇用主	犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
刑事司法手続	犯罪をした人等に対する、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続き。
刑法犯	刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪。
検挙	検察官、警察官等の捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し、被疑者とすること。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。
さ 行	
再犯者	過去に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度、検挙された者
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動
住宅確保要配慮者	民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することを困難にする特別な事情を有する低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等
住宅セーフティネット制度	高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）が今後も増加する見込みであるが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にある。一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された制度

スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家
スクールソーシャルワーカー	社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度
た 行	
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
地域生活定着支援センター	高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等に対し、出所後直ちに福祉サービス等につなげる準備を、保護観察所等と協働して実施する機関
地域包括支援センター	介護保険法に定められ各市町村に設置された、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関
DV	配偶者（事実婚を含む）や恋人など親密な関係にある者、またはあった者からの暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含まれる。ドメスティック・バイオレンスの略。
な 行	
認知件数	犯罪について、被害の届出、告訴、告発等により、警察等が発生を認知した事件の数
は 行	
防府市総合計画	防府市自治基本条例に規定されている防府市の最上位計画であり、まちづくりの基本的な構想を示す総合計画。現在の計画は、第5次計画で、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年間。
防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画	社会福祉法に規定されている市町村地域福祉計画で、地域福祉の推進について定めた計画。現在の計画は、第3次計画で、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年間。防府市社会福祉協議会による防府市地域福祉活動計画と一体的に策定。
防府保護区	保護区は、一つ若しくは複数の区市町村を単位にしており、山口県内には13の保護区があり、防府保護区の区域は防府市

保護司	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された人で、児童福祉法に定める児童委員も兼ねており、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言などを行う非常勤の地方公務員
や 行	
薬物乱用対策推進本部	県を中心に、覚醒剤、大麻及び危険ドラッグ等の違法薬物の乱用の根絶を期し、健全な社会を構築することを目的に、関係機関・団体が連携を密にし、総合的かつ効果的な乱用防止対策について協議する組織

防府市 福祉部 福祉総務課
〒747-8501 防府市寿町7番1号
防府市役所本館2階
電話 (0835) 25-2332
FAX (0835) 25-2549
E-mail shakai@city.hofu.yamaguchi.jp